

日程第 13. 議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例

○議長 宮城清政君 日程第 13. 議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例を別紙のとおり提出します。提案理由としまして、南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画に関する事項について調査・審議するために本条例を制定する必要があるため提案をいたします。その内容等については、担当から説明させていただきます。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例の概要についてご説明いたします。南風原町観光発信施設整備につきましては、津嘉山北区画整理区域内に現在進めております施設の基本構想・基本計画につきまして、ただいま一括交付金を活用しまして委託を進めております。それに伴いまして作業部会も立ち上げております。こちらのなかで行いました基本構想・基本計画につきまして外部委員を招聘しまして、町からその案を諮問いたし調査・審議をしていただくための委員設置に伴う条例制定となっております。条例の内容につきましては、従前からあります他の委員会設置条例と特に異なるところはございませんので、詳細内容については割愛させていただきます。以上が、議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 宮城清政君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 宮城清政君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第 71 号 南風原町観光発信施設整備基本構想・基本計画策定委員会設置条例については、経済教育常任委員会に付託します。